





発 行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL& FAX: 052-837-7420 e-mail: roushokuken@be.to http://nagoya-rosai.com/



全国一斉アスベスト被害ホットラインで NHK の取材を受ける森亮太代表 (12月21日労職研事務局)

92号目次

☆ 新年挨拶

P2

★ 年末年始の活動から

P2~P5

- ☆ 名古屋西労働基準監督署が一度決定した給付基礎日額を自庁取り消し 定年後再雇用時に中皮腫を発症した男性のケース報告 P5~P11
- ★ 外国人実習生受入れ企業による市議提訴事件の報告(証人尋問)3

P11~P15

☆ ユニオン奮戦記(2)労災認定裁判闘争中

P15~P16

・・泰山府君祭なるものに参加し、寿命延期を願いますか?・・・

P16~P17

☆ 事務局からのお知らせ

P17~P18

☆ 新年挨拶

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年は良い意味では、労職研への支援、カンパが非常にたくさんあり、会計が黒字になりました。ただ一方でその背景には、成田さんに頑張っていただいた泉南型アスベスト国賠訴訟や他のアスベスト中皮腫の被災者が確実に増えてきているということがあります。それを支援して労災が認められた結果としてカンパを頂いているので、当団体の活動を継続できます。つまりたくさんのカンパを頂いたという事は反面、被災者、苦しむ方々が増えている証拠であると言えます。当団体の最終的な目標としては、「アスベストを初めとして労災被災者、病気になる人を O に近づけ、泣き寝入りをして困っている人の支援にますます力を入れていく。」ことではないかと今年も改めて思うに至っています。

私自身は杉浦医院院長、労職研代表、NPO法人外国人医療センター理事、NPO法人ささしまサポートセンターの理事長をやっています。それに加え2年前から愛知県保険医協会の理事が1つ増えており、更に今年は名古屋市医師会の理事に推薦され、おそらく6月には理事になると思います。ますます忙しくなりますが、私自身の宗教(キリスト教)では「自分に越えられない災難・苦難・できごとは起きない」と言われていますので、来るものは拒まず、受け付けなくてはいけないかなと思っております。「できることを、できるだけ、できる限りに」活動させていただきますので、今後ともご支援よろしくお願いいたします。

(労職研代表 森 亮太)

★年末年始の活動から

12月20日に厚労省が行った平成28年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表を受け、12月21日・22日の二日間、今年も全国一斉アスベスト被害ホットラインが行われ労職研も参加しました。二日間で31件の相談を受けることができました。建設会社の監督員をしていたお父上を肺がんで亡くした遺族が参加してくれたので大変助かりました。心より感謝。

12月27日に中皮腫の患者自身が同じ病気の患者のピアサポートを行っている「中皮腫サポートキャラバン隊」の栗田英司さんとともに静岡市内の静岡労政会館で中皮腫患者さんの交流会を行いました。5人の中皮腫患者さんが来てくれました。5人の内女性の患者さんは救済法の認定を受けており、3人の男性患者さんは労災認定されていましたが、1人の建設業で働いていた男性患者さんはまだ労災を申請していませんでしたので、労災を申請したいと来場されました。この男性は富士市で相談会をした時に、電話で最初の相談をされた方でした。交流会では栗田さんと患者さんの間に活発な意見交換がありました。労災を希望され



患者交流会で講演する栗田英司さん(静岡 労政会館)

ていた男性については、1月23日にご本人、息子さん、成田で監督署に申請しました。

仕事納めの翌日、美濃加茂で12月29日に中皮腫で亡くなった男性のお通夜に参列しました。鉄道車輌工場で働いている時に吹付け石綿にばく露したのが原因でした。昨年も仕事納めの翌日の同じ日に浜松で中皮腫でお亡くなりになった男性の葬儀に参列しており不思議な気がしました。



東京地裁での判決後、 取材を受ける野村美 雪さん

1月12日、富山在住で北陸支部世話人の野村美雪さんが、20 13年1月に中皮腫のため47歳でお亡くなりになったお連れ合いの損害賠償をメーカーの吉野石膏と施工会社のジーエル本江に求めた裁判の判決が東京地裁で言い渡されました。「原告の請求を棄却する」という不当判決で、後日、野村さんは控訴しました。

野村美雪さんのお連れ合いの光弘さんは大学時代のアルバイトで3年間、吉野石膏のジーエル工法の建材の切断などにジーエル本江で従事したことが原因で2011年6月に中皮腫を発症し、2012年3月に労災認定されました。2013年に光弘さんがお亡くなりになった後、妻の美雪さんがアスベストユニオンに加入しジーエル本江に団体交渉の申し入れをしましたが、会社が拒否したため2014年8月に、製造メーカーである吉野石膏も含めて、会社を相手取る損害賠償裁判を東京地裁に提訴しました。裁判ではアスベスト含有建材をどの程度使っていたのかが大きな争点でしたが、東

京地裁はアスベスト建材を使用していたことを十分立証していないという理由で原告の訴えを棄却しました。アスベストユニオン書記長で神奈川労災職業病センターの川本浩之さんは「元々石膏ボードのアスベスト使用割合は極めて低いことは提訴前からわかっていたことですが、30年前の学生バイト当時の建材を本人やましてや遺族に特定せよというのは不可能です。吉野石膏もジーエル本江も富山では使っていないと言い張り、仮に使っていても割合が少ないという主張をしていました。裁判所の判断も基本的にそれに乗っかったもので、遺族には到底納得できないものです」というコメントを発表しています。

余談になりますが、野村訴訟判決前の1月10日、東京高裁、地裁、簡裁などが入る霞が関の裁判所合同庁舎(19階建て)のエレベーターから石綿が飛散している恐れがあるとして、検査の為19基中18基のエレベーターが止められました。その為、野村訴訟判決当日、私達は階段を使って7階の法廷やその上層階にある書記官室まで裁判所内を行ったり来たりしました。

実働7日女性の 2011年に悪性の胸膜中 大手建材メーカー「ニチアスベスト訴訟 大手建材メーカー「ニチアス」(本社・東京)の羽 見で「これほどの短期間の上たとり、元臨時工の女性と により、元臨時工の女性と い」と判決を評価。元従業員の男性がアスベスト 員の男性は54~84年まで勤けたとして、それぞれの遺児の男性がアスベスト (石綿) 関連疾患で死亡 したとして、それぞれの遺児の男性がアスベスト (石綿) 関連疾患で死亡 していた国家賠償請求訴訟 で、岐阜地裁の池町知佐子で、岐阜地裁の池町知佐子で、岐阜地裁の池町知佐子で、岐阜地裁の池町知佐子で、岐阜地裁の池町知佐子で、岐阜地裁の池町知佐子で、古名と、国原告弁護団によると、国別がで和解後の記者会別1430万円の損害賠償を支払う。元臨時工の女性は1958年夏に2カ月間は1958年夏に2カ月間を支払う。元臨時工の女性は1958年夏に2カ月間を支払う。元臨時工の女性は1958年夏に2カ月間を支払う。元臨時工の女性は1958年夏に2カ月間を支払う。石綿を袋に詰める作業を任され、実

全摘する手術を受けるなど懸命の治療を受けていましたが、2012年9月にお亡くなりになりました。



1月21日には金沢市でアスベスト被害相談会と「中皮腫サポートキャラバン隊」の講演会を行いました。相談会にはエレベーターメンテナンスの仕事をしていて中皮腫を発症した男性の家族等7件の相談を受けることができました。 講演会では田中奏実さん、青山和弘さん、栗田英司さん、右田孝雄さんがお話しをしてくれました。

田中奏実さん(28歳) は2008年札幌の短大 入学後の健康診断で「気

胸」と診断され、その後、その年の10月病理検査により悪性胸膜中皮腫と診断されました。静岡県の病院で抗がん剤・左肺全摘出手術・放射線治療を行いました。短大は2008年12月から休学し、治療終了後の2009年10月から復学、2011年3月に卒業しました。現在は、製菓会社にパート勤務する傍ら、「中皮腫サポートキャラバン隊」の活動に参加しています。「NPO 法人キャンサーサポート北海道」の大島代表の紹介で、「北海道でがんとともに生きる」という本の出版にあたって体験記を寄稿しました。



青山和弘さん

青山和弘さん(50歳)は2015年 5月、高齢者住宅やデイサービスを行う 会社を設立し準備をしている時に腹膜中



田中奏実さん

皮腫が見つかり、同年7月に富山大学付属病院で手術を受けました。手術後の再発は認められず、現在も抗がん剤治療を受けながら会社の経営にあたっています。

栗田英司さん(51歳)は、1999年企業健康診断の画像 検査により異常を認められ、その後、開腹手術を受け、腫瘍摘 出、腹膜摘出(約2kg)を受けました。同年12月24日、腹 膜中皮腫、と診断され、その後再発と手術を繰り返し、200 4年、2007年、2014年と合計4回の手術を経験してい ます。現在、腹膜播種再燃、肝臓と肺に転移していますが状態

が安定しているとのことです。 2017年7月、中皮腫患者の 右田さんと出会い「中皮腫サポートキャラバン隊」を結成し、中 皮腫患者のピアサポートをするため全国の患者と交流する活動 を開始しました。これまで、札幌、東京、神戸、福岡、鹿児島、 新潟、名古屋を訪問し、講演会と交流サロンを実施しています。

右田孝雄さん(53歳)は2016年7月、悪性胸膜中皮腫、余命2年と診断されました。その後、抗癌剤治療を7ヶ月9クール行ない、現在、経過観察中です。発症と同時に闘病記をブログに綴り始めました。全国から励ましの言葉や同じ中皮腫患者の声が届けられ勇気づけられたことで、2017年5月、第1回「中皮腫・同志の会」を開催し会長に就任。同年7月に中皮腫患者の



右田孝雄さん

栗田さんと出会い、「中皮腫サポートキャラバン隊」を結成し、全国の中皮腫患者に寄り添うべく全国行脚を展開中です。大阪府在住なので関西方面の中皮腫患者を個別に面会するピアサポートにも力を入れています。郵便局勤務中のばく露が原因とみられ、現在公務災害申請中です。

集会の参加者達は4人のお話しに聞き入っていましたが、私は病気が見つかった時、治療は後で良いのではと言う18歳の田中さんに父親が「自分の命と学校とどっちが大事なんだ」と言ったエピソードや、青山さんに中皮腫が見つかった時、死を考えるのでなく施設の経営のこと、家族のことが頭に浮かび死ぬわけにはいかないと思ったというお話や、共同経営者

が青山さんには経営があるからこそ生きていくことができるのだから融資の中止は辞めてくれと銀行に掛け合ったというお話し、今では自分が経営することが出来るか試練を与えられていると考えているとお話しになったことなどが印象に残りました。そして、栗田さんが日本で一番の長期生存の中皮腫患者さんであることや右田さんが当初、余命が短いと言われた時、泣いても1年、笑っても1年と思ったのでやりたいことをしたいと思い、結果、サポートキャラバン隊や中皮腫同志の会を始めたというお話しにはびっくりしました。

1月26日、宇田川教員アスベスト訴訟の高裁 講演: での審理が結審しました。判決は4月11日15 時30分の予定。全国からの傍聴者と桜華会館で集会を行いました。



講演会の後の交流

アスベストユニオン 第12回定期大会 川口・下関市生涯学習プラザ

文泰竜執行委員長

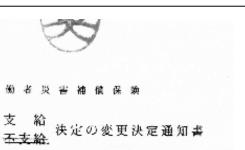
1月28日、下関で行われた全造船関東地協労働組合アスベストユニオンの第12回定期大会に出席しました。冒頭、文泰竜執行委員長より「昨年は自分の友人が肺がんになり労災認定された。監督署の調査に随分時間がかかり怠慢だと思った。企業によっては被害者が出ても補償しないところもある。被害者の救済について補償格差が出ている。どうしていったらよいか皆さんと一緒に考えていきたい」とあいさつがありました。

皆様、2018年もよろしくお願いいたします。 (事務局 成田 博厚)

☆名古屋西労働基準監督署が一度決定した給付基礎日額を自庁取り消し 定年後再雇用時に中皮腫を発症した男性のケース報告

はじめに

昨年11月24日、名古屋西労働基準監督署(以下、名古屋西労基署といいます。)は一度 決定した中皮腫患者の労災保険の休業補償給付や遺族補償年金の1日あたりの給付金額であ



下記の理由により裏面内限のとおり、取り消し、新たに変更決定したので通知します。

き継ぎ労働保険審査会に再審査請求をしている最中に行われました。休業補償に関しては当初決定額の9,357円14銭から20,577円94銭に変更され、遺族補償年金に関しては当初決定額9,358円から20,263円に変更されました。葬祭料の基礎となる給付基礎日額も当初決定額の9,358円から20,263円に変更されました。本稿では名古屋西労基署の給付基礎日額変更決定事案について報告します。

最初の相談

| さんは1971年4月から2013年10月まで全国に支店を持つ電気工事会社で正社員として施工や現場管理業務に従事しました。2013年10月の定年退職の翌日から1年ごとに契約更新する嘱託職員として再雇用され、JR浜松工場で中央監視システム構築の仕事に従事していた2016年1月に悪性胸膜中皮腫を発症しました。中皮腫の発症は、正社員時代に古いビルやデパート等の改修工事現場で吸い込んだアスベストが原因でした。JR浜松工場は2010年7月よりリニューアル工事が行われ、Iさんは既存の建物を撤去した後に建てられた、石綿のない新築の施設で仕事をしていました。2016年9月末に名古屋西労基署に労災認定されたものの、嘱託職員になってからの低い平均賃金で労災の休業補償給付の支給額が決定されてしまい不満に思っていたところ、中日新聞で2016年10月29日に浜松市でアスベスト被害相談会が開催されることを知り、浜松科学館の相談会場にお連れ合いと娘さんとともに来場され相談されました。

大阪の石綿パッキン工場労働者の事案についての労働保険審査会裁決

□さんから相談を受ける少し前、2016年7月に労働保険審査会が□さんのように定年退職後、再雇用されている時に中皮腫を発症した男性の労災保険の給付基礎日額の算定について画期的な裁決を出していました。裁決は、かつて石綿パッキンを製造していた大阪府にある工場で定年退職まで働いた男性が、退職後、既に石綿製品の製造を中止していた同じ工場に再雇用され、パートとして働いていた時に中皮腫を発症し労災保険請求したところ、労災認定した労基署に給付基礎日額をパート時の低い賃金で算定されてしまったため不服申し立てをした事案についてでした。大阪労働局での審査請求は棄却されていましたが、再審査請求の審査を行った労働保険審査会が男性の訴えに対し「定年退職を契機として、一旦会社を離職し、その後、新たに会社と従前とは異なった内容の労働契約を締結して、会社に改めて再雇用されたものとみるのが相当で、定年退職時に最終ばく露事業場を離職したもとのするのが相当」とし、男性の労災の給付基礎日額をパート時の賃金でなく、より高い定年退職 るのが相当」とし、男性の労災の給付基礎日額をパート時の賃金でなく、より高い定年退職前3か月間の賃金で算定することを命じる裁決をしました。

この裁決を詳しく見ると、労働保険審査会が男性のケースについて定年退職を契機として、一旦会社を離職し、その後、新たに会社と従前とは異なった内容の労働契約を締結して、会

社に改めて再雇用されたものとみるのが相当とした理由が4つあることが分かります。1つ目は男性は定年退職後、正社員から契約社員へと変更されるとともに、「班長」の役職も解かれていること、2つ目は男性の給与明細書等に記入された就労実態を見ると、1日の労働時間に変更は認められないものの、1か月当たりの勤務日数は正社員当時20日前後であったものが、契約社員となってからは15日となり、時間外労働や休日労働にも従事していなかったこと、3つ目は男性が正社員当時は基本給のほか資格手当等多くの手当が支給されていましたが、契約社員になると、基本給と通勤手当が支給されているにすぎず、基本給についても324、500円から100、000円へと大幅に変更されていること、4つ目は契約社員となってからは、石綿にばく露する作業には従事していないことです。

この事案の再審査請求の代理人を務めたのがアスベストセンターの斎藤洋太郎さんだったことから、筆者はこの裁決の内容をIさんから相談を受ける前にもらっていました。Iさんにも大阪の男性と同じような賃金、身分等の変更が再雇用時に行われており、この男性と同じようにすでに決定された給付基礎日額を変更させることが可能だと思いました。Iさんには愛知労働局に審査請求することを提案し、労職研が支援することになりました。

愛知労働局・名古屋西労基署での面談

労働局へ審査請求書を提出する前に筆者は愛知労働局の監察官と所轄の名古屋西労基署の副署長、労災課長と面談をしました。理由は、前述の大阪府のかつての石綿パッキン工場の労働者が定年後再雇用時に中皮腫を発症した事案の給付基礎日額の算定に関する裁決がすでに出ていたので、この事案の労働保険審査会の裁決書を見せることによって、Iさんの事案について審査請求することなく、すでに決定された給付基礎日額が名古屋西労基署に変更してもらえるのではと考えたからです。労働局の監察官、監督署の副署長ともに「労働保険審査会が示した大阪の事案に関する給付基礎日額の算定方法は、じん肺症の労災認定時に用いられる運用で、中皮腫のような石綿関連疾患においては、発症前3か月間の賃金で給付基礎日額を算定することになっている。一旦定年退職し、その後再雇用され賃金、身分等が変わっていても同一事業場での雇用の継続性が認められるので給付基礎日額の変更は行えない。不服がある場合は審査請求して欲しい」という意見で、最終的に12月9日付で審査請求書を労働局に発送しました。筆者が審査請求代理人になりました。

審査請求

審査請求をして | さんご本人の申立書、代理人である筆者の意見書を提出しました。 | さんの申立書は、正社員であった時は基本給の他、職能給や他の手当がある課長格の高額な賃金だったのが、定年後嘱託職員になってからは月28万円の基本給と3,900円の交通費が支給されるだけになり、労働時間も短くなったこと等から定年退職を契機として、一旦電気工事会社を離職し、その後、新たに会社と従前とは異なった内容の労働契約を締結して、電気工事会社に改めて嘱託職員として再雇用されたと言えること、正社員時は石綿ばく露があり、嘱託職員になったときは勤務先だったJR浜松工場が石綿使用禁止後にリニューアルされた建物だったため石綿ばく露が無かったこと等を主張し、前述の大阪の事案についての労働保険審査会の裁決があることから、定年退職前3か月間の賃金での労災の給付基礎日額の算定を行うことを求めるという内容でした。その後、再審査請求時に「さんの勤務先だった電気工事会社から定年退職直前3か月間の賃金台帳の開示を受けましたが、一番総支給額が多い月で50万円近い違いが定年前と嘱託職員時の賃金にはありました。申立書を提出して間もない12月26日に「さんはお亡くなりになりました。葬儀に会社の同僚の方々が多く参列されていたのが印象的でした。

□さんの死後、審査請求は□さんのお連れ合いのYさんが継承しました。審査請求では、労働保険審査官が審査請求人から審査請求の趣旨や理由について直接聴取を行います。2017年2月23日に浜松労働基準監督署で行われた聞き取りにはYさんと代理人の筆者が行きました。Yさんから聴取を行った後、3月末日での定年を目前に控えた審査官は「□さんの申立書やあなた(筆者)の意見書を見ると確かにそうだと思うけれど、労働基準法や関係する通達を見るとあなたたちの主張を認める事は出来ない。(大阪事案の)裁決書はじん肺に罹患した労働者の給付基礎日額の決め方で石綿関連疾患に罹患した労働者には当てはまらない。今後、このような裁決が複数労働保険審査会で出れば法律も変えられるだろうけれどね」と言い放ちました。労災保険法施行規則において、じん肺にかかった労働者の給付基礎日額については、最後に常時粉じん作業に従事していた時の賃金で算定することになっていますが、これは給付基礎日額の算定の特例の一つで、通常は職業性疾患発症3か月前の賃金で給付基礎日額の算定を行うことになっており、そうした理由からこの審査官は筆者達の主張を認める事が出来ないと言ったのです。しかし、中皮腫のように長い潜伏期間を経て発症する職業がんに罹患した労働者の給付基礎日額を発症前3か月間の賃金で計算した場合、□さんのように低額になり不利益を被る被災者が多くいることが分かってきています。

審査官の聴取から1か月程経った3月30日、審査請求は棄却されました。理由は、労基法第12条における平均賃金(給付基礎日額)算定期間は、平均賃金算定事由発生日(職業性疾患になった日)の直近の賃金締切日から遡った3か月間であること、昭和63年3月14日基発150号通達により、定年退職による退職者を引き続き嘱託等として再雇用している場合は継続雇用しているとみなすことから、Iさんの定年をもって事業所から一旦離職したとはみなすことは出来ず、労基署が決定した最初の平均賃金額を取り消す必要はないというものでした。また、Iさんの最終石綿ばく露事業場との労働契約が定年前の正社員時であったことも、請求人らは被継承人(Iさん)が直前の作業で石綿作業に従事していない旨、訴えているが、じん肺については作業転換の特例が施行規則により定められているが、石綿に関しては特別な規定も通達も存在しないと退けました。

厚労省との交渉

筆者は | さん以外にもニチアス羽島工場に高卒後から定年退職まで勤務し、定年後契約社員となり働いた後、再び再雇用され同工場で月6万円でアルバイトをしている時に中皮腫を発症したため、1日あたりの労災保険の給付基礎日額を4000円程にされてしまった事案に関わっています。 | さんの事案の審査請求中、2017年1月19日、アスベストセンターの斎藤洋太郎さんに協力を仰ぎ東京の近藤昭一衆議院議員の事務所で厚労省労働基準局の担当者と面談し、 | さんとニチアス羽島の元労働者の事案について、給付基礎日額の計算を先に出た大阪事案の裁決に基づいてやり直して欲しいと要請しました。しかし、厚労省の担当者は大阪事案の裁決は個別事案とし、「発症前3か月の賃金で給付基礎日額を算定することになっている」と繰り返すばかりでした。

| さんの審査請求棄却直前の3月15日に行われた、全国安全センターの厚労省交渉でも 是正を要望しました。労働基準局補償課の回答は、「再雇用後の賃金により給付基礎日額が低 額となってしまうことについては、定年退職時の賃金や石綿ばく露の各時点の賃金のうちー 番高い額などを基準とすることについては、災害発生時の稼得能力を適正に評価し、これに 基づいた災害補償を実施することで労基法上の使用者の災害補償責任を担保するという労災 保険制度の趣旨に反することから従来の取り扱いを変更することは困難」というものでした。

5月16日にIさん事案の再審査請求書を労働保険審査会に送りました。再審査請求人は お連れ合いのYさんで、代理人は筆者と斎藤洋太郎さん、片岡明彦さんに就任してもらいま した。

衆議院厚生労働員会での堀内照文議員の質問

斎藤洋太郎さんや中皮腫アスベスト疾患・患者と家族の会の働きかけで、6月9日、衆議 院厚生労働員会で堀内照文議員が中皮腫患者の労災通院費の問題等とともに、Iさんのよう に、定年後再雇用時の低い賃金が労災保険の給付基礎日額の算定基礎になり、給付基礎日額 が低額になってしまっている問題について質問してくれました。堀内議員は大阪事案に係る 労働保険審査会の裁決が出ていることを踏まえた上で「各労基署ですとか地方の審査官の判 定なんかを見ますと、単に同じ職場で働いているからということで継続とみなされていると いう場合がかなりあるわけなんです。そのうちの一つで、こういう文言がありました。その 理由に、じん肺については作業転換の特例が施行規則により定められているが、石綿に関し ては特別な規定も通達も存在しないというものであります」と「さん事案の審査請求が棄却 された時の愛知労働局の決定書の一文を引いてこの問題について追及しました。堀内議員の 質問に対する山越政府参考人の答弁は「ご指摘をいただきました定年退職後に引き続き再雇 用された方が離職後に石綿関連疾患などの遅発性疾病を発症された場合でございますけれど も、これにつきましては個別事案ごとに適正に判断をしていきたいというふうに考えており ます」というものでした。この質問の影響か、この後、厚労省労働基準局補償課は「(大阪事 案について)労働保険審査会の裁決で示された、定年退職後同一企業に再雇用された後に石 綿関連疾患等の遅発性疾病を発症した場合の給付基礎日額の決定については、当面の間、本 省で個別に判断することとするので、現在調査中のものも含め、該当事案を把握次第、本省 に報告すること」とした通達を6月26日付で全国の労働局労働基準部長あてに発出しまし た。

厚労省の通達発出

6月26日に発出された通達(基補発0626第1号)は「定年退職後同一企業に再雇用された労働者が再雇用後に石綿関連疾患等の遅発性疾病を発症した場合の給付基礎日額算定について」という長い表題です。7月15日、斎藤洋太郎さんが入手したこの通達をメールで送ってくれたので筆者は知ることが出来ました。

8月2日、東京の堀内照文議員事務所で定年後再雇用時の低額給付基礎日額の問題について厚労省の中央労災医療監察官と面談しました。この時は前述のニチアス羽島工場に定年まで勤め、定年後契約社員として雇用された後、再び同社で月の賃金が6万円程でアルバイトをしている時に中皮腫を発症したため労災の給付基礎日額を極めて低額にされた男性の事例を中心に議論しました。ニチアスの男性の事案は発症が2008年で、2009年1月の最初の給付基礎日額決定時に不服申し立て(審査請求)を行わなかった事案でした。筆者達は6月26日通達は調査中又は不服審査中、係争中の事案のみでなく、過去に決定した事案についても適用されるのか厚労省を問いただすと共に、このニチアス元従業員の事案が岐阜労働局から本省にすでに報告されているか確認して欲しいと要望を伝えました。この日、中央労災医療監察官は個別ケースについては答えられないとしながらも、過去に決定したケースについても通達から排除するものではないと返答していました。

翌日、堀内議員の秘書さんから、中央労災医療監察官からの連絡を伝えるファックスが労職研に届きました。ファックスは、中央労災医療監察官が岐阜労働局に確認したところ、ニチアスの元従業員の事案については2015年に遺族補償年金の給付が決定しており、その時に不服申し立てが無く、また、現在、係争中でもないことから中央労災医療監察官としては通達の対象外であると考えていると堀内議員事務所に伝えてきたこと、伝えてきた内容が

筆者達との面談時の話と後退した印象だった為、堀内議員が頑張ってくれ電話で中央労災医療監察官に確認をしたところ、過去に決定したケースでも、監督署の事実誤認があれば是正するケースはあること、通達は係争中を対象としているが、過去に決定した事例を排除するものではないという返事が得られたということを伝えるものでした。秘書さんからのファックスは、(厚労省は)積極的に救済する立場ではないですが、昨日のレクチャー同様、過去の事例は排除しないとの見解でした。堀内議員からは、現場で通達の対象外だから切り捨てることのないよう丁寧な対応を求めましたと結ばれていました。この厚労省との面談の後、12月1日、ニチアス元従業員のお連れ合いと筆者、斎藤洋太郎さんとで岐阜労働局の監察官と面談し、ニチアス元従業員の低額給付基礎日額事案について本省に報告することを要請し、監察官は報告することを約束してくれました。

現在、斎藤洋太郎さんはこの事案について、定年でなく、再雇用後におけるアルバイト時に発症した事案で、(前述の昭和63年3月14日基発150号通達のような) 当時の継続雇用の考え方にも沿っていないので、変更し現通達に沿って処分をし直すことが必要と考えています。岐阜労働局から結果に関する連絡はまだありません。

8月22日、筆者は6月26日通達を持って名古屋西労基署へ行き副署長と I さん事案の原処分時の労災課担当者と面談しました。副署長はすでに I さんの事案は厚生労働本省に報告したとのことで、筆者は事案の概要を説明し自庁取り消しで対応して欲しいと要請しました。

再審查請求

再審査請求では、再審査請求人やその代理人が公開審理に出席し、審査長、審査員、参与の前で意見を述べることが出来ます。I さんの再審査請求の審理期日は10月24日になりました。名古屋西労基署からはなんの連絡もなく、このまま再審査請求で裁決を受けなければならないだろうと考え、公開審理の1週間前に労働保険審査会に意見書を提出しました。意見書においては、定年退職を契機として、I さんは、正社員から1年ごとに会社と労働契約を締結する嘱託職員へと変更されるとともに、賃金についても、正社員時に支給されてりた本人給、職務手当や他の手当を含むより高額な「課長格」の賃金から、嘱託職員になり基本賃金280,000円と通勤手当3,900円のみが支払われる賃金に変更され、I さんの賃金が定年退職を契機として大幅に変更されたことが会社より提供を受けた I さんの定年退職3か月前の賃金台帳で確認出来ることや、定年退職後は、リニューアルエ事後のJR浜松工場の中央監視システムを構築する仕事に従事し、JR浜松工場内工事事務所での電気配線図面の作成、打ち合わせ資料の作成、必要な資材の発注や下請け業者に依頼した施行工事への立ち会い等の業務を行っていましたが、石綿含有率が1パーセントを超える建材、摩擦材、接着剤等10品目の製造、輸入、使用は2004年10月より禁止されていることもあり、この時すでに施工現場での石綿ばく露の可能性がなかったことなどを主張しました。

10月24日の公開審理には「さんのお連れ合いのYさんと娘さん、筆者が愛知労働局と労働保険審査会をテレビ電話で結んだテレビ審理に出席し、斎藤さんは東京の労働保険審査会の公開審理会場に出席し意見を述べました。Yさんは定年退職して「さんの帰宅が早くなり、正社員の時に比べて労働時間が短くなり、定年退職を契機として夫の労働条件が大きく変わったことを述べました。

自庁取り消しの連絡

公開審理から1か月経った11月30日、Yさんから筆者に電話があり、名古屋西労基署が当初決定したIさんの労災保険の給付基礎日額を自庁で取消し、定年退職前3か月間の賃

金で給付基礎日額の算定をし直すことを決めたと労基署の副署長から連絡があったと伝えられました。なぜ変更することになったのか名古屋西労基署の副署長に筆者が電話したところ、「厚生労働本省からの指示でなく、6月26日通達が発出されたことから署で調査をやり直し給付基礎日額の変更を決定した。本省、労働局から意見は聞いた」という返事が返ってきました。遺族補償年金の給付基礎日額に関しては当初決定額9,358円から倍以上の20,263円への変更で驚きました。 I さんとお連れ合いのY さんがあきらめずアクションを起こしたことが良かったと思いました。

Yさん、斎藤さんと相談し、再審査請求は12月に取り下げました。

(事務局 成田 博厚)

★外国人実習生受入れ企業による市議提訴事件の報告(証人尋問)3

شنت شنت شنت شنت شنت شنت شنت شنت شنت

事件番号平成 28 (ワ) 455 号。長谷川恭弘裁判長。原告株式会社丸三金属代理人浅見隆行 弁護士。被告安城市議会議員石川翼代理人神谷明文弁護士。

前回報告以降、4月、6月、9月、10月の公判を経て、12月22日、終日証人尋問が開かれました。注目度の高い公判で、当日は傍聴整理券が配布され30の傍聴席は満席でした。

午前中に被告側から被告石川翼安城市議(「議員」)とユニオン代表(「U」)、午後から通訳ボランティアの方(「通訳」)と帰国後裁判のために来日した元実習生の方(「Y」)が、最後に原告株式会社丸三金属代表取締役成瀬一晴氏(「社長」)が証言しました。

証言と尋問は名誉棄損にあたるか否かの争点、つまり、被告議員の発言対象内容が「事実か、または事実であると思えるものか」という点と、発言に公共性があるか否か、という2点が中心でしたから、被告議員の議会発言の内容や経緯(原告会社が税務書類を偽造したと議員が認識した経緯など)が詳細に質されました。その過程で実習生から訴えのあった原告会社内での雇用の実態も当事者から詳細に語られました。

パスポート・通帳・印鑑を取り上げられ、残業代を含む賃金の不払いを相談された労組から話を聞いた被告議員が、主訴は給与問題だが税務問題を端緒として採り上げたこと。これに対して原告会社は、税務署など各行政から違法の指摘はなく、議会発言前に是正を進めたにもかかわらず、公にされ、商取引上多額の損害が発生したこと。そのため、原告会社弁護士からの尋問は、被告議員が、会社の是正や実習生とのやりとりを含めた経緯をいつ、どこまで承知していて議会発言したのか、その公共性があったのか、に集中していました。

他方で、原告会社は、実習生の賃金不支払いなどは、「中国人ブローカー」と実習生支援者側が呼んでいた者で、会社が何の権限もないパート従業員で「ハン」と呼ぶ者が独断でやったことだと主張しており、この点について被告側の証人から、原告会社の実習生雇用の実態が語られました。

ここでは、名誉棄損にあたるか否か、という点よりも、実習生を取り巻くいくつかの点について、各証言を抜粋して記します。

*

○扶養控除申告書の記載について

議員: 当初Yさんから「ハンから、日本では生死に関係なく家族に金を払う制度がある、と

いわれた。」と聞いた。他の3人の実習生からも同じことを聞いた。

通訳:実習生から「ハンから、5人書けと言われた。5人いないと聞くと、死んだ人でいいから名を書きなさいと言われて書いた。」と聞いた。

Y:ハンから昼頃オフィスに呼ばれ、「日本政府からまとまった金をもらえるから老人の名前を言ってください」と言われた。身内はすべて死んだことを言ったが、ハンは「大丈夫」と言った。

死亡者名を書けと言ったのはハン。名が分からなくても姓だけ書けと言われた。(書類の) 日本語は分からないのでハンとともに書いた。

社長: 申告書の虚偽記載で会社にメリットはなく、メリットがあるのは本人だけである。過去、上海で工場をとられた被害の裁判を通して学び、社内でコンプライアンスを重視してきた。

虚偽記載の申告書は後で確認した。当時は違法かどうか分からず提出させた。

〇ハンの立場

議員:実習生たちはハンのことを、「事実上の実習生担当で、社長は『経理』と呼んでいた。」 と言っていた。ハンと実習生の会話録音を聞いて、原告会社の社員だと判断した。

U: 社長とは一度も会っていないが、ハンと会った。ハンに、持っているもの(パスポートなど)を返すよう話したら、同意され、ユニオン事務所に一緒に帰ることになったが、 来ず、現在に至っている。

通訳:ハン以外に会社には中国語と日本語を話せる上司がいたが、彼は仕事の指導だけだ、 と実習生から聞いた。給料のことでその上司に相談した、と実習生から聞いたが、結 論がどうであったかは覚えていない。

Y:ハンは丸三の従業員。自分たち実習生のお金の全部をやっている人。 仕事の上司にはハンのことは相談できなかった。上司は仕事のことしかしない。仕事以 外のことは相手にしてくれなかった。

社長:ハンはパート従業員。迷惑をかけたので、と自分から辞めていった。パートなので退職金はない。10年から15年くらい雇っていたパートであり、外国人・日本人の区別なく経理を担当させていた。

仕事上の上司は朝鮮系中国人であって中国語の標準語でないと(実習生とのやりとりも)難しい。

〇給与

通訳:相談を受けた時、実習生の給料は75,000円や85,000円の基本給で、残業は時給500円と聞いた。でも、ハンからの手取りは1万円か2万円だから、実習生は借金していた。日本人から食べ物など差入れしてもらっていた。安城警察に同行したが、証拠がないと言われた。警察の結論は知らない。

Y:ハン以外にもオフィスに社員は居たが、目の前ではなかった。

社長:給与支払いをハンに任せてはいない。支払い手続は、日本人事務が計算し、2名1組 で明細書と現金封筒を渡していた。高齢のパート従業員 2-3 名と中国人実習生は現金 支給であった。所定の箱に置いた給与封筒を本人が自分で取りに来るやり方であった。 労基署に相談してから振込に改めた。ハンは給与支払いの問題の件を認めた。

中国側での取り決めという内容については分からない。実習生とハンとの間のことではないか

現金封筒を本人が受け取ったかどうかは確認できていない。社長自身が数回確認した

ことはあるがいつかは覚えていない。

(使用者責任をどう思うか、との質問に対して、直接答えず)、だから早期に労基署に相談 して現金から振込に変えた。

○給与明細の不交付

議員: 当時、実習生6名から聞いた。

○給与、パスポートなど

議員:実習生から、「ユニオンが接触して以降、封筒に現金ではなく振込となった。」と聞いた。「その頃、パスポート・通帳・印鑑を返してもらった。」とも聞いた。

U:入管と労基署に残業単価が時給 500 円であることや、パスポート・通帳など取り上げられていることについて要望したところ、指導すると聞いた。その後ハンが返した。

通訳:パスポート・通帳・印鑑はハンが持っていた。キャッシュカードは知らない。在留力 ードもハンが預かっていた。

Y:上陸してすぐハンから「すぐに出して」と言われたのでパスポート・通帳・在留カードを渡していた。(大切な書類なのになぜ渡したかと裁判官から問われ)「重要だから、失くすと大変だから。」とハンから言われたので。

○面談と、サインの強要(ユニオンと無関係である件と、ハンの独断で会社は無関係とする 件の書類)

議員:「社長と弁護士から呼ばれ、サインを強要された。」と実習生たちから聞いた。「ハンから、言うとおりにしないと中国に帰され収入の道を失うと以前から言われていた。」とも聞いた。

通訳:「言うことを聞かないと送還される。」とハンが実習生に言ったと、実習生から聞いた。

U:ハンから「ユニオンとは無関係だという書類にサインするように。」と言われた。パスポート・通帳・在留カードなどハンに持たれていたから。

社長:ユニオンとの関係を知りたかった。関係ない、とのことだった。「ハンは子、会社は大人。責任は会社にある。」など異口同音にまったく同じことを実習生たちが言っていたので、言わされている感じがした。

脅してはいない。面談の録画もあり提出できる。被告の提出した脅しの証拠とされる 録音は抜粋が多くて内容不明だ。社長が話したかどうかについては、一部を言われて も全部を聞かないと分からない。あとで確認する。

(サインしないと 1,000 万円請求する) 裁判を実習生に対して起こすという意図はなく、払わせるつもりもなかった。それ程重大な話という意味だった。

○実習生として来日した経緯

Y:中国側団体は交流センターというような名称だった。おじが関わっていた。おじから「日本に行って見聞も広められる」と勧められた。自分は看護師だった。中国の窓口、天津の「九東」という会社へ行った。そこでパスポートを作って日本に来た。

来日前から丸三に就労が決まっていた。労働条件は何も決まっていなかった。約束もしていない。資格は技能実習生と聞いた。実習生は何をするか分からなかった。仲介のお金は 28,000 元払った。

社長:過去に、中国に子会社「上海丸三」があったが 2004 年に閉鎖し、今回の実習生と関係する子会社はない。

今いるベトナム人は、以前自分が役員であった別会社で当社内で同居している会社が雇っている者。

天津の輸入先である九東(注:プレス等機械の輸入先である天津の九東機械配件有限公司と思われる)から頼まれて実習生を受け入れた。当社としては実習生の方が給料が高いため頼まれて受入れただけ。2-3年前の記憶で、パート(時給800円)より実習生(時給850円)の方が6-7%高かったと思う。

〇会社の損害(損害賠償請求額 1,000 万円の根拠)

社長: 違法はない。市役所の補助金保留の対応で全従業員分2年分の書類をコピーして市役 所へ行ったり、市役所から来社の対応で人員を割かれた。

1件例示すると、売上 5,000 万円相当の仕事を失い粗利計算 5年分としても 600 万円の利益を失った。

*

閉廷したのは時間一杯の午後5時近くでした。

その際裁判長から今回で結審することと、次回判決公判の日時が告げられましたが、和解の意思の確認のため、双方弁護士が呼ばれました。双方とも即答せず持ち帰ったと聞いています。

*

最後に、傍聴を続けた感想を記します。

1. 実習生の受け入れ責任は会社にある点

雇用上の数々の問題について、会社は当初全否定し、後に従業員個人の行為であって会社は無関係との主張をしました。争点が名誉棄損の要件であったこともあり、実習生問題としての掘り起こしが不十分だったと思います。

従業員の行為に対する使用者責任ではなく、技能実習制度上実習実施機関である会社に課された義務の不履行の有無を検討する視点が必要でしょう。本件は「海外の現地法人や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型」の技能実習ですから、社長証言により、取引先企業「九東」の職員を原告(株)丸三金属が実習実施機関として責任を負って雇用し実習させていたことになります。実習実施機関はその名において、入管に実習計画を提出しこれを実施しなければなりません。さらに、実習実施機関は仕事上の技能実習指導員を配置し、日本での生活全般を指導するための生活指導員を配置する義務も負っています(JITCO編「入管法令テキスト」P40)。

本件で、生活指導員は誰だったのか、を含めた原告会社の責任体制が不明のままで、使用者責任一般論で終始した点が残念でした。

また、ベトナム人を使用して会社内で稼働している別会社との関係、実態も整理不足と感じました。

2. コンプライアンスとは

過去から学んでコンプライアンス遵守を厳しく指導していたとする社長の証言がありました。インターネット上で閲覧できる社長の言葉には、「経営者が海外に出ていても日本の経営が成立する体制をつくっておくこと。これも、グローバル化の必須要件です。」「(海外からの研修生には)大きな家族のように接しています。研修生たちにとって、自分は父親のような存在かもしれません。」というものもあります。しかし、メディアでも散々流布され労務管理上も人権上も、技能実習制度の問題に対する認識は、世間一般の常識となっていることを考

慮すると、原告会社の実習生受入れの経緯や実習実施中(就労中)の労務管理体制と、コンプライアンスを意識した指導の間に距離を感じざるを得ません。取引を失ったとすれば会社だけでなく社員にも大変不幸なことです。しかし、取引先が去ったのは、名誉棄損のためなのか、コンプライアンスの質を含めた経営者への評価のためなのか、取引先の本音も聞いてみたいと思いました。

3. 当事者弁護士からの尋問

本件では、面談で社長と同席した原告会社代理人弁護士から、スラップ訴訟を口実にサインを強要された、と被告側証人が証言し録音証拠も提出しています(既述のとおり、原告社長は強要等を否定しています。)。元実習生である証人がその当該弁護士から反対尋問を受けていました。

司法の場では問題とされない普通の扱いなのでしょうけれど、再来日して当該弁護士から直接、日本人でも緊張する法廷で尋問を受ける仕組みに違和感を覚えました。広く国民の視点から開かれた法廷を、という動きがあるのなら、例えば、裁判の前に相手方代理人として登場した弁護士で、他方の当事者がその対応を問題視しているケースの場合、反対尋問だけは当該弁護士を外すなどの配慮ができないものでしょうか。なぜならば、弁護士は法廷に立った瞬間に、当事者性が消えてしまい、問題視したい場合は弁護士会への懲戒請求という別の場になってしまうからです。

*

次回判決公判期日は3月9日(金)13時10分から、岡崎地裁です。

(労職研運営委員 榊原 悟志)

☆ユニオン奮戦記(2)労災認定裁判闘争中

(株)ティーエヌ製作所 岩永さん 労災認定裁判 闘っています

1.《経緯》

(株)ティーエヌ製作所(豊田合成、トヨタ紡織などの下請、プラスチック成型、静電植毛等の製造業、140人規模)に成形段取りマンとして勤務していた岩永さんは、平成 24 年 10 月 17 日成形機の段取り業務中、取り出し機から突出してきたチャック板と成形機の間に左顔面を挟まれ(取り出し機が箱に製品を所定位置に置かれるか確認していました。高い位置にあり、脚立に乗っていたため宙づりとなってしまった。)負傷し、一宮市民病院に救急搬送され、入院治療をうけ、同月 23 日に名大医学部付属病院へ転院しました。「左眼球破裂」と診断されました。当初の入院は 1 ヶ月を超えていました。さらに、6 ヶ月後 1 ヶ月強の入院をして、計 4 回の手術を受けました。この頃は、左眼の視力は 0.02 ほどありましたが、経過が悪く見えない状況になってしまいました。眼圧が安定したところで角膜移植をすることとしていましたが、眼圧も安定しない状態が続き、右眼も視力が低下してきました。平成 27 年 10 月に眼科杉田病院において、「左眼眼球ろう右眼交感性眼炎の疑い」と診断され角膜移植はできないとされ、平成 28 年 2 月末をもって監督署長の職権で治癒認定されてしまいました。

岩永さんは、平成 13 年頃よりアルコール依存症の治療をうけていましたが、病気を克服し 10 年以上普通に勤務しており寛解状態となっていました。しかし、この事故での死の恐怖と眼負傷の予後が悪く快方どころか悪化していく状況で、平成 26 年 11 月各務原病院で「心因反応、うつ病」と診断され労災申請をしましたが、平成 27 年 6 月に否認されてしま

いました。

2. 《行政の対応》

監督署長の職権での1年半、3年での治癒認定を形式通りに行っています。個別事案を精査していません。片眼失明で8級、アルコール依存症は労災対象外、6ヶ月以内に発症原因が無ければならないと決めつけており、極めつけは、「監督署職員が異議申立できない。」と指導したことです。

3. 《提訴》

平成 28 年 7 月名古屋地裁に労災認定を求めて提訴しました。第6回公判では争点整理の 具体的進め方が協議されました。第7回公判では、医療内容の争点整理が行なわれます。

4.《終わりに》

私がこの案件を把握するのに3ヶ月要しました。そこから、労災手続、異議申立、再審請求、労働保険審査会審査と続き、やっと提訴できる状況を作り出しました。岩永さんの会社での地位については、ユニオンの団体交渉を通じて維持している状況です。この間に岩永さんの収入確保は、健康保険の傷病手当金の申請や障害年金の申請を行いました。

事故から時間が経ちすぎていて、ほぼ監督署判断で終わっている状況から、提訴までできる状態まで押し返したと思っています。

最初から、私共ユニオンに相談に来ていたらこんなに苦労せずにすんだことでしょう。 (名古屋シティユニオン執行委員長 竹久 憲一郎)

★・・・泰山府君祭なるものに参加し、寿命延期を願いますか?・・・

平成 30 年が始まった。平成 24 年 3 月 16 日に名古屋医療センターで悪性胸膜中皮腫を宣告され、「ああ、私の寿命もこれまでか」と死を覚悟した時にはまさか 6 度目の新年を迎えられるとは思いもしませんでした。「死を覚悟した」と文言では簡単に書き表しましたが、実際のところは「死ぬという恐怖」で精神は錯乱し夜も寝付けず、一人になった時には「なぜ中皮腫なんかに罹る」と泣き叫びました。そのような日々が 3 ヶ月程繰り返されるうちに諦めのような気持ちがだんだんと湧いてきて、恐怖に因り錯乱していた精神も少しずつ落ち着いてきました。すると「自力で動けるうちにやっておく事があるのではないか」というおきました。すると「自力で動けるうちにやっておく事があるのではないか」といううな思いが出てきて、ごそごそと身の回りの片付けみたいなことを始めました。記念にというような感じで集めていたゴルフのスコアカードとかグッズとかを全部捨てたり、仕事上の建築の専門書とか棚一杯の小説とかも殆ど資源ゴミに出しました。それと家族に伝えておく必要のある遺言的な事を書き残しました。ある意味人生の断捨離みたいな事をした訳なのですが、終わったと思っていた寿命が幸いにも延びたことで家族に伝える為に書き残した手紙はまだ封緘したままです。この封緘の開封が少しでも先になり寿命を延ばされる事が今一番の願望です。

寿命といえば地獄の入り口にはかの有名な閻魔大王と並び称される泰山府君という大王がおられまして、この大王はあらゆる人間の寿命を記した帳簿を管理していると言われております。生前にその帳簿を見て来る事などできるはずはありませんから、泰山府君のもとに行った時に初めて「ああ、自分の寿命はこれまでだったのだな」と分かる訳であります。私が

6 度目の新年を迎えられたという事は悪性胸膜中皮腫を宣告され死を覚悟した時ではなく、 今日まで寿命は続くとその帳簿に記載されていたということになります。但し明日以降の寿 命は分からない訳であり、知りたくもあり知りたくもないというのが正直な気持ちです。

風説に依りますと泰山府君祭なるものが存在するようです。泰山府君に降臨していただき、 崇め奉る事によって自らの寿命を延ばして貰おうと懇願する儀式だそうです。信じるか信じ ないかは各自それぞれの考えではあります。泰山府君祭なるものに私は一度参加してみたい というような気もしますが、残念ながら何時何処で祭祀が行われているかは不明です。

テレビで癌に罹患した方々の映像を観る機会がありますが、ほぼ全ての方々が藁にもすがる気持ちで病院を訪れている様子がひしひしと伝わってきます。その癌に対する権威の先生や特別な放射線を照射できる施設のある病院を訪ねたり、更に金銭に余裕のある方は一回当たり数百万円もする医薬の投与を希望したりします。その気持ちは私にも痛い程分かりますが、私は上記の方々のような行動はとれません。私には目の前の藁にしかすがれないからです。今の私にとって重要な事は食事や散歩など規則正しい生活をする事によって闘病力を増す事だと思っていますが、もし実在するのであれば泰山府君祭に参加し寿命延期を願いますか?

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)

☆事務局からのお知らせ



★労職研総会のお知らせ

労職研第 15 回総会の日程が決まりましたのでお知らせします。

日時:6月10日(日)午後

場所: ウインクあいち 1106 会議室

記念講演:いじめメンタルヘルス労働者支援センター代表 千葉 茂さん

ご予定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※会員の皆様には後日案内はがきをお送りします。

★「宇田川さんの学校アスベスト裁判判決日」のお知らせ

日時:2018年4月11日(水)15:30~

場所:名古屋高等裁判所

※裁判終了後、桜華会館・竹の間で報告集会を予定しています。

★「伊藤光保遺稿集」ご希望の方へ

会員の皆様には、以前、前代表伊藤光保先生の遺稿集を配布いたしましたが、現在在庫がいくらかあります。ご希望の方がいらっしゃいましたらお送りいたしますので、事務局までご連絡ください。







12月			1月		
5	5 B	宇田川さんの学校アスベスト 裁判傍聴		6 ⊟	労職研運営委員会&新年会
6	6 ⊟	アスベストユニオン会議		9 ⊟	岐阜羽島試行調査会議
9	9 🛭	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東海支部交流会		11 🛭	 名古屋労職研事務局会議
1	4 ⊟	ニチアス羽島アスベスト被害 国賠提訴&記者会見		15⊟	ニチアス羽島アスベスト被害 国賠訴訟和解記者会見
1	4 🛭	名古屋労職研事務局会議		16⊟	サポートキャラバン隊講演会・交流会&金沢アスベスト 被害相談会記者会見
1	5 ⊟	岐阜羽島アスベスト被害相談 会		17⊟	メンタルヘルス・ハラスメン ト対策局例会
1	6 日	東海在日外国人支援ネットワ ーク学習会		21 🛭	サポートキャラバン隊講演 会・交流会&金沢アスベスト 被害相談会
1	9日	クレーンオペレーター蒲さん の労災裁判傍聴		25 ⊟	名古屋労職研事務局会議
	21 日 ~ 22 日	全国一斉アスベストホットラ イン		26 ⊟	宇田川さんの学校アスベスト裁判傍聴
2	26 ⊟	じん肺・肺がんプロジェクト		27 ⊟ ~ 28 ⊟	アスベストユニオン相談会& 総会
2	27 🖯	静岡アスベスト疾患患者交流 会			
2	28 🛭	名古屋労職研事務局会議			

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923 加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者:森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/